

第 2 章 配偶者暴力対策における課題

< 調査結果から >

配偶者暴力相談支援センターの相談状況から見る被害者は、30～40 歳代の女性で子どもがいる場合が多く、生活再建までに多くの課題が生じている。配偶者暴力対策は、取組みが開始されてからまだ日が浅く、被害の実態調査、支援関係機関のアンケート調査等からその状況をみても、体系的な取組みが実施されているとは言い難い。現在は、暴力に関する相談と加害者からの分離など緊急的で一時的な安全確保のための被害者の保護など対処療法的な面が強く、被害者の自立支援への取組みは不十分である。

被害者がふるわれている暴力には、「殴る」、「蹴る」といった身体的なものだけではなく、「死ね」、「くず」など暴言を吐いて相手をおとしめる精神的な暴力、生活費を渡さない、働くことを妨害するなどの経済的暴力、性的な行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的な暴力などがある。さらに、これらの暴力が重複してふるわれている深刻な状況がある。

被害者は、身体的・精神的に多種の暴力を長期間受けており、暴力の気づき・発見から問題解決、精神的ダメージからの回復に長い年月を要している。とりわけ、被害者が女性の場合には、経済力の格差、社会の意識、さらには子育ての負担などの問題が背景にあり、生活再建までに生じる様々な課題の解決が難しい。

子どものいる配偶者暴力のある家庭のうち、その 5 割では、子どもにも暴力が及んでいる。また、親同士の暴力を目撃している場合も多くみられ、子どもも心身ともに影響を受けている。

被害者が不安に思っていることに加害者の追跡がある。一方、相手に変わってもらいたいと願う被害者もいる。被害者の危険防止と暴力の再発防止に寄与する加害者対策にはまだ手が届いていない現状がある。

公的な機関に支援を求めるまでの期間が、最初の暴力から 10 年以上経過している事例もかなりみられるなど、配偶者暴力は表面化しにくいいため、被害が潜在していることが多い。被害者を早期に発見し、早期に対応する取組みの強化が必要である。また、配偶者暴力の根本的解決を図るためには、暴力は犯罪となる行為であることを明確にし、未然防止策を進める必要がある。

被害者が暴力から逃れた後の心のケアや自立に向けた支援、子どもへの支援などそれぞれの関係機関で一定の対応を行っているが、多くは個別の対応にとどまり、暴力のある家庭へ

の対応という視点が乏しく、民間機関などを含む支援関係機関の連携の広がりが無い。

上記の調査結果等から配偶者暴力の現状を把握し、被害者に対する支援をはじめ、子どもへの支援、加害者への対応、早期発見、未然防止のための対策、連携体制の整備の5つの視点に課題を整理し、検討を進めることとする。

< 5つの課題 >

1 被害者に対する支援の課題

第一は、被害者に対する支援の課題である。配偶者暴力は、暴力をふるわれているという認識がしにくい、認識があっても行動が起こせないため支援機関等に結びつかず暴力が被害として表面に現れにくいなど、被害者を早期に発見し、早期に対応する取組みが不十分である。

家庭という密室の中で長期間の暴力を受け続けた被害者は身体的にも精神的にも被害が大きく、その状況は大変深刻であり、回復に時間を要する。回復を助けるために継続した心理的なケアが必要であるが、現在のところ行き届いていない。

精神的、経済的自立のための、継続的な心理的ケアや就労など多岐にわたる自立への支援を視野にいれた生活再建への対策とその仕組みづくりが不十分である。

配偶者暴力に加えて、様々な疾病、飲酒・薬物などの問題を抱えている被害者に対し十分な対応がなされていない。

2 子どもへの支援に関する課題

第二は、子どもへの支援に関する課題である。配偶者暴力がある家庭では、加害者が子どもに対しても暴力をふるう場合や暴力をふるわれている被害者が子どもに対して暴力をふるってしまう場合もある。また、直接の暴力を受けていない場合でも親同士の暴力を目撃することも多い。

そのような状況におかれた子どもは、個人差や発育段階の違いはあるが、情緒面や行動面などに大きな影響をうけることが多い。また、何もケアされずに成長した子どもは、人間関係がうまく築けないなどの問題が生じる可能性がある。

被害者自身が心身に被害をうけているため、子どもの心のケアまで行き届かないことも多い。

子どもへの影響が問題視されながらも、子どもへの支援は十分とはいえない。子どもへの

ケアは、次代の暴力を防ぐという未然防止の視点からも有効な方法と考えられる。子どもに対する専門的、多角的な視野からの独自の支援策と児童福祉分野との連携がなされていない。

子どもへの支援を行ううえでは、子どもの成長発達を保障し、そのために重要な、子どもが育つ場である家庭を支援していくという観点が不可欠である。

3 加害者への対応

第三は、加害者への対応である。配偶者暴力防止法では、危険回避のため、夫と妻の分離が講じられているのみで、加害者に対しては何の対応もされていない。また、加害者への取り組みは、新しい分野であるため、知見、実効性等に関する研究が緒に就いたばかりである。このため、この問題に行政が取り組むにあたっての必要性、目的、手法など社会的合意形成は十分とはいえない状況である。

加害者から逃げている多くの被害者は、その追跡に強い恐怖を感じている。加害者は同一の相手、または、相手を変えて暴力を繰り返す可能性が高い。加害者の暴力行動を変容させることができれば、被害者の安全が確保されるとともに暴力の再発を防止することにもなる。加害者側への取り組みについても検討されるべきである。

被害者の中には加害者に「変わって欲しい」と願っている人がいる。一方、加害者の中にも暴力を反省し「やめたい」と思いながらやめられずに悩んでいる人、保護命令が出されても自分の状況が理解できない人などがいるが、加害者自身への対応はほとんどなされていない。

4 早期発見、未然防止のための対策

第四は、早期発見、未然防止のための対策である。暴力を許さないという社会規範形成を強化することはもちろん必要である。それに加えて近年、家族関係や地縁関係の変化などにより、従来家族、地域の互助機能が働いていない現状がある。家族を支える視点からの地域に密着した仕組みが不十分である。

さらに、配偶者暴力が起こっている家庭の中には、その他の家庭内の暴力も存在するケースが多いといわれている。社会の中で最も小さな共同体である「家族」を支える視点からの、あらゆる暴力の防止対策の検討がなされていない。

暴力を発見した場合、すみやかな通報と迅速な対応が必要であるが、現在のところそのような体制になっていない。

配偶者暴力の早期発見、未然防止には、日常的なかかわりが必要であるが、行政の対応だけでは限界がある。きめ細かな支援を継続的に行うためには、さまざまな公的機関、民間機関等が関心を持って連携しながら対応することが大きな役目を果たすと考えられる。このような視点からの具体的推進方法を検討する必要がある。

5 連携体制の整備

第五は、配偶者暴力対策をより実効あるものとするための連携体制の整備である。東京都においては、配偶者暴力相談支援センターは、全都から被害者の相談を受け、関係機関の紹介、情報提供等を行っている。また、一時保護についても、区市町村からの依頼を受け実施している。

区市町村では、特に、福祉事務所(婦人相談員、母子自立支援員など)、女性センターを中心に相談及び自立支援のための事業等の被害者支援を行っている。また、約半数の区市で、一時保護事業を独自施策として実施している状況も前出調査により明らかになった。現在の都と区市町村では、連携し施策に取り組んでいるが、事業の重複もみられる。

都と区市町村においては、明確な視点からの役割分担ができていたとは言いがたい。今後、都と区市町村の役割分担の考え方を検討していく必要がある。さらに、全国規模の自治体間の連携についても多くの問題が生じている。

また、複雑多岐にわたる問題解決が必要な配偶者暴力被害者・子どもへの支援や早期発見・未然防止、加害者対策は行政だけで進められるものではないが、現在は、民間との連携が機能的であるとは言いがたい。